

令和7年度愛媛県農林水産業デジタル実装成果横展開支援事業実施要領

第1 目的

担い手の減少や高齢化の進行などにより産地の生産力低下が課題となる中、収益力を向上させて本県農林水産業を活性化するため、県のトライアングルエヒメ推進事業において検証された最先端のデジタル技術等の現場実装・定着・横展開を支援し、本県農林水産業の稼ぐ力の強化やデジタル人材の育成を図る。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 愛媛県内に在住し、愛媛県内において農林水産業を営む農林漁業者
- (2) (1)に該当する農林漁業者を主要な構成メンバーとするグループ
- (3) 愛媛県内の農林水産業関係団体

第3 事業内容等

事業実施主体に対し、トライアングルエヒメ推進事業で検証されたデジタル技術の導入に要する経費について補助する。なお、事業項目、補助対象経費及び補助率は下表に掲げるとおりとする。

事業項目	補助対象経費	補助率
農林水産業へのデジタル実装成果の横展開	委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他（デジタル技術の導入経費に限る）	2分の1以内

ただし、次の取組は補助対象としない。

- ア 取組内容が本事業の目的に合致しない取組
- イ 県外で実施する取組
- ウ 国又は県の他の助成事業で支援を受けている、又は受ける予定となっている取組（市町による上乗せ補助は除く）

第4 事業実施の手続き

事業実施主体がこの事業を実施しようとするときは、実施計画承認申請書（様式第1号）を作成し、知事に提出するものとする。

第5 実施計画の承認

知事は、事業実施主体から実施計画承認申請書を受理した場合はその内容を審査し、適当と認めるときは、事業実施主体に対して承認した旨を通知するものとする。

第6 事業の着手

事業の着手は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむをえない事情により交付決定前に着手する必要がある場合はあらかじめ交付決定前着手届（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

附則

- 1 この要領は、令和7年5月26日から施行する。

様式第1号（要領第4関係）

第 号
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

所 在 地
事業実施主体名
代表者職氏名

令和7年度愛媛県農林水産業デジタル実装成果横展開支援事業実施計画承認申請書

令和7年度愛媛県農林水産業デジタル実装成果横展開支援事業実施要領第4の規定に基づき関係書類を添えて提出します。

（注） 様式第1－1号を添付すること。

(様式第 1－1 号)

令和 7 年度愛媛県農林水産業デジタル実装成果横展開支援事業実施計画書

事業実施主体名	
---------	--

1 事業の目的

2 事業実施計画

事業内容	事業費 (円)	補助金額 (円)	備考
合 計			

3 事業完了（予定）年月日

令和 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業内容内訳書（参考様式）
- (2) その他知事が必要と認めた書類

参考様式

令和7年度愛媛県農林水産業デジタル実装成果横展開支援事業内容内訳書

事業実施主体名	
---------	--

1 事業の目的

--

2 事業の内容

経費の内訳	仕様等	数量	事業費（円）
計			
消費税相当額			
合 計			

※必要に応じて行を追加すること。

3 負担区分

(単位：円)

事業費	補助金合計	負担区分	
		県	事業実施主体

4 実施スケジュール

時期	実施内容	備考

5 添付資料

- (1) 実施位置図
- (2) 見積書及び仕様が分かるカタログ等
- (3) その他知事が必要と認めた書類

様式第2号（要領第6関係）

第 号
令和 年 月 日

愛媛県知事 様

所 在 地
事業実施主体名
代表者職氏名

令和7年度愛媛県農林水産業デジタル実装成果横展開支援事業交付決定前着手届

令和7年度愛媛県農林水産業デジタル実装成果横展開支援事業実施計画に基づく下記事業について、別記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、令和7年度愛媛県農林水産業デジタル実装成果横展開支援事業実施要領第6の規定に基づき、交付決定前着手届を提出します。

記

1 事業の内容

事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日
	円		

2 交付決定前着手の理由

【別記条件】

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。